

有価証券報告書の訂正報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の訂正報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

東光電気株式会社

(359009)

目 次

【表紙】	1
1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】	2
2 【訂正事項】	2
3 【訂正箇所】	2
第一部 【企業情報】	2
第4 【提出会社の状況】	2
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	2

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月1日
【事業年度】	第124期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	東光電気株式会社
【英訳名】	TOKO ELECTRIC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 布野 俊一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
【電話番号】	03(3214)5281（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 土橋 照明
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
【電話番号】	03(3214)5281（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 土橋 照明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出しました第124期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

(訂正前)

会社の機関の内容

当社は監査役制度を採用しております。取締役の職務執行状況の監査は常勤監査役2名、社外監査役2名の4名で構成される監査役会が中心的な役割を果たしております。

取締役会は原則として毎月1回、また必要に応じて適時開催され、経営全般に関する重要事項等を協議決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しております。なお、当社の取締役は14名以内とする旨定款に定めております。

取締役会に付議される事項を含め、経営に関する重要な事項については、適時開催される常務会や原則として毎月2回、また必要に応じて適時開催される経営会議等の会議体において審議を行うなど、的確かつ迅速な意思決定を図り、効率的な会社運営を実施しております。

～ (省略)

_____記載なし

_____記載なし

_____記載なし

(訂正後)

会社の機関の内容

当社は監査役制度を採用しております。取締役の職務執行状況の監査は常勤監査役2名、社外監査役2名の4名で構成される監査役会が中心的な役割を果たしております。

取締役会は原則として毎月1回、また必要に応じて適時開催され、経営全般に関する重要事項等を協議決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しております。なお、当社の取締役は14名以内とする旨定款に定めております。また、当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

取締役会に付議される事項を含め、経営に関する重要な事項については、適時開催される常務会や原則として毎月2回、また必要に応じて適時開催される経営会議等の会議体において審議を行うなど、的確かつ迅速な意思決定を図り、効率的な会社運営を実施しております。

~ (省略)

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、経済情勢の変化に即応した機動的な財務政策等の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって毎年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に中間配当をすることができる旨を定款に定めております。